

# 学校法人奈良大学 寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人奈良大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を奈良県奈良市山陵町 1500 番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する知的・道徳的に「正しきに強き」有為の人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 奈良大学 大学院 文学研究科  
社会学研究科  
文学部 国文学科  
史学科  
地理学科  
文化財学科  
社会学部 心理学科  
総合社会学科  
通信教育部 文学部 文化財歴史学科

- (2) 奈良大学附属高等学校 全日制 普通科  
電子科  
自動車工学科

- (3) 奈良大学附属幼稚園

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

不動産賃貸業

### 第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 奈良大学長、奈良大学附属高等学校長
- (2) 評議員会で候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事会において選任した者2人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者8人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いた時は、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 前項の場合には、議長は理事として議決に加わることができない。
- 14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。  
(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを法人本部事務局に備えて置かなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、29人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 収益事業に関する重要事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  
(評議員会の意見具申等)

第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 22 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他職員を含む。）のうちから評議員会の同意を得て理事会において選任した者 7 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 年以上のものうちから、理事会において選任した者 4 人
- (3) 本法人理事（評議員会で選任された理事は除く。）
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人

2 前項第 1 号及び第 3 号に規定する評議員は、理事、又は職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 23 条 評議員（第 22 条第 1 号及び第 3 号を除く。）の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 24 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 25 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 27 条 基本財産中の不動産及び重要なものは、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 28 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に預金とし、若しくは郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 30 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 31 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 32 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、

同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準  
(役員の報酬)

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併



(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 役員 の 損害賠償責任

(役員 の この法人に対する損害賠償責任)

第43条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第44条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、そ

の原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第45条 第43条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長及び業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金40万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に法人本部事務局に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、奈良大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則（昭和26年3月6日 組織変更認可・昭和26年3月13日登記）

この寄附行為は、この法人の組織変更の登記をした日から施行する。

附 則（昭和29年4月17日 奈良県正強中学校の設置に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、昭和29年4月17日から施行する。

附 則（昭和42年3月31日 正強学園幼稚園の設置に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月3日 奈良大学の設置、法人所在地の変更、理事・評議員定数及び選任等の改正に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月25日 奈良大学文学部に文化財学科追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 8 日 理事・評議員定数及び選任等の改正に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、昭和 54 年 3 月 8 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 2 月 8 日 正強高等学校の定時制課程廃止に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 6 月 11 日 理事・評議員定数及び選任等の改正に伴う一部変更認可)

この寄附行為は、昭和 56 年 6 月 11 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 16 日 正強高等学校の電子科名称変更に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 12 月 23 日 奈良大学に社会学部 社会学科・産業社会学科設置に伴う変更認可)

この寄附行為は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日 法人所在地の変更、正強幼稚園名称変更、理事・評議員定数及び選任等の改正に伴う一部変更認可)

この寄附行為は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 19 日 奈良大学大学院設置に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 5 年 3 月 19 日)から施行する。

附 則(平成 7 年 7 月 31 日 正強高等学校名称変更に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 9 月 30 日 理事・評議員の選任等に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、平成 10 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 10 年 9 月 30 日 奈良大学の社会学部社会学科・産業社会学科名称の変更に伴う一部変更認可)

(施行期日)

1 平成 10 年 9 月 30 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。  
(奈良大学の社会学部社会学科及び産業社会学科の存続に関する経過措置)

2 奈良大学の社会学部社会学科及び産業社会学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定に関わらず、平成 11 年 3 月 31 日に当該学部当該学科に在学する者が、当該学部当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日 奈良大学附属高等学校商業科廃止に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 8 月 1 日 学校法人正強学園名称変更に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 15 年 8 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 2 日 正強中学校の廃止に伴う一部変更認可)  
この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 30 日 奈良大学の通信教育部の開設に伴う一部変更認可)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 16 年 11 月 30 日）から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 15 日 私立学校法の一部改正に伴う変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 17 年 9 月 15 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（奈良大学の社会学部人間関係学科の存続に関する経過措置）

奈良大学の社会学部人間関係学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（奈良大学の社会学部現代社会学科の存続に関する経過措置）

奈良大学の社会学部現代社会学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 27 年 1 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（奈良大学の社会学部社会調査学科の存続に関する経過措置）

奈良大学の社会学部社会調査学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日 私立学校法改正に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# ○学校法人奈良大学

## 特別職の給与規程

(昭和58年3月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人奈良大学（以下「法人」という。）の特別職の給与について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程における特別職とは、理事長及び学長・高校長・本部事務局長・大学事務局長その他の本法人職員職兼務理事をいう。

(給与の種類)

第3条 前条の特別職のうち、理事長・学長・高校長・本部事務局長及び大学事務局長には、この規程の定めるところにより給料、理事手当、通勤手当及び期末手当を支給し、その他の本法人職員職兼務理事には、別に定める給与のほかこの規程の定めるところにより理事手当を支給する。

2 本部事務局長及び大学事務局長に対する理事手当は、その者が理事に選任されたときに限る。

(給料の額)

第4条 給料の月額は、次のとおりとする。

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 理事長    | 850,000円 |
| (2) 学長     | 800,000円 |
| (3) 高校長    | 650,000円 |
| (4) 本部事務局長 | 600,000円 |
| (5) 大学事務局長 | 550,000円 |

2 理事長は、特別の事情があるときには前項の給料の額の範囲内において別の定めをすることができる。

(給料の支給期間)

第5条 給料は、就任の日から支給し、退職、失職又は死亡したときは、その日まで支給する。

2 前項の規程により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、そ

の給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(理事手当の額)

第6条 理事手当の額は、月額70,000円とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当については、奈良県における「一般職の職員の給与等に関する条例」(昭和32年条例第33号。)及び同条例を施行するための規則の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当については、一般職員の例により理事長が定める。

(規程の改廃等)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとし、この規程運用上の疑義、解釈は理事長の決定によるものとする。

附 則

この規程は、昭和58年3月19日改正し同日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 理事手当の支給については、この規程にかかわらず、当分の間停止する。

附 則

この規程は、平成15年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日施行附則2項の理事手当の停止について、これを解除する。